

水道施設の耐震化及び老朽化対策等に対する生活基盤施設 耐震化等交付金の採択基準の撤廃について

東海部会提出

(理由)

水道事業者は安全で低廉な水道水を安定的に供給するため、効率的な事業運営に努めているところである。

特に、国の新水道ビジョンや令和元年10月1日に施行された改正水道法では、水道の基盤強化が求められており、水道施設の耐震化及び老朽施設の更新等に傾注しているところである。

しかしながら、近年、頻発する激甚災害などにより多くの世帯が断水するなど、水道施設が大きな被害を受けている。このことから、自然災害発生時に水道水の安定供給を継続するためには、これらの事業を推進することが急務であるが、水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、その資金確保に苦慮しており、国からの支援は必要不可欠となっている。

ところが、国の財政支援である生活基盤施設耐震化等交付金の対象となる多くの事業には、交付金を受け取るための条件となる採択基準が設けられているため、交付金の対象とならない水道事業者がある。

よって、全ての水道事業者が国の財政的な援助を受けられるようにすることで、水道施設の耐震化や老朽施設の更新等を推進し、将来に向けて安全で強靱かつ持続可能な水道施設を構築できるようにするため、国においては、採択基準を撤廃することを要望する。